

家を取り壊したときは手続きをお願いします

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

建物（住宅、倉庫など）を取り壊したときには、手続きが必要です。

建物滅失申告書を提出いただいた後に、現地にて実際に建物の滅失を確認できれば、翌年からその建物の固定資産税は課税されません。

①登記されている建物を取り壊した場合

滅失登記申請を法務局に提出してください。法務局から役場税務課に届く通知に従って処理します。

取り壊したものの滅失登記申請が12月末日までに間に合わない場合には、年内中に建物滅失申告書を税務課（資産税担当）に提出してください。

②登記されていない建物を取り壊した場合

建物滅失申告書を役場税務課（資産税担当）に提出してください。

※なお、賦課期日（1月1日）に家屋が存在していた場合には、引き続き固定資産税は課税されます。また、前年以前に滅失した建物について、賦課期日までに滅失したことの確認ができない場合、原則届出した年は課税対象になりますので、ご注意ください。

注）住宅を取り壊した場合、土地に対する固定資産額が変わる場合があります。

住宅が建っている土地（住宅用地）は、「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、固定資産税が軽減されています。そのため住宅を取り壊すと、その特例（軽減）を受けられなくなり、税額が大きく変わる場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小企業・小規模事業者に対する令和3年度の固定資産税の特例

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備にかかる令和3年度の固定資産税（土地は対象になりません）を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

軽減率について

2020年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満	2分の1

申告について

以下の書類を税務課へご提出ください。

- ①申告書（認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの）
- ②収入減を証する書類（2020年2月～10月までの任意の連続する3か月間）
- ③特例対象家屋の事業用割合を示す書類（青色申告決算書など）
- ④その他、場合によって提出が必要な書類があります。

申告期間 令和3年1月4日（月）～1月31日（日）

※窓口受付は土曜日、日曜日、祝日を除きます。また、1月31日が日曜日のため、

2月1日（郵送の場合は消印有効）まで受け付けます。

詳しい申請方法や概要は、中小企業庁ホームページをご確認ください。



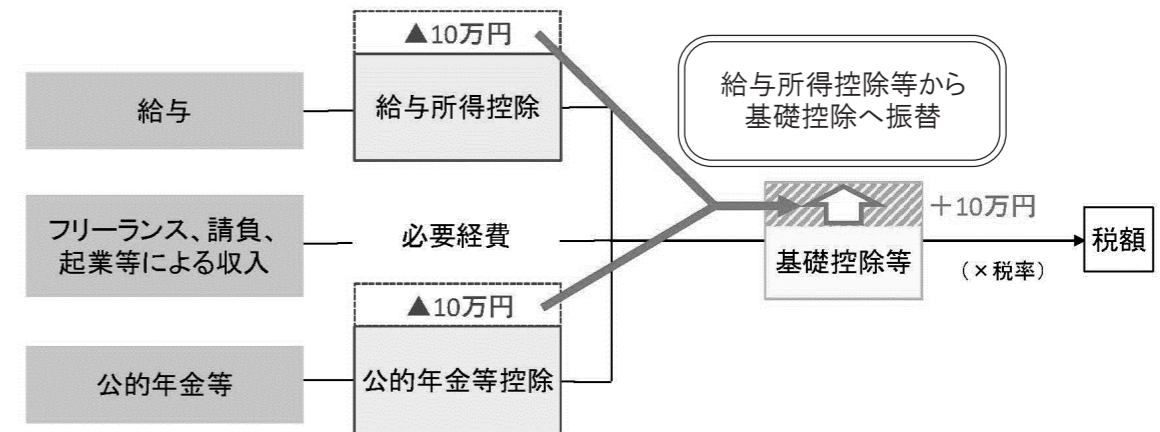
中小企業庁
ホームページ

令和3年度から適用される個人住民税の主な改正内容

問合せ 税務課 町民税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除及び公的年金等控除の額を一律10万円引き下げ、基礎控除を一律10万円引き上げます。



給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し

- ①給与所得控除について、給与収入が850万円を超える場合の控除額の上限を220万円から195万円に引き下げます。ただし、子育てや介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等には負担が増えないよう措置を講じます。
- ②公的年金等控除について、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設けます。公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は、控除額を引き下げます。
- ③基礎控除について、合計所得金額が2,400万円を超えると控除額が減少し始め、2,500万円を超えると消失します。

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

①未婚のひとり親に控除を適用

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用します。

「ひとり親」について

現に婚姻をしていない者または配偶者の生死の明らかでない者（船舶の事故等による生死不明や、3年以上生死が明らかでない等）のうち、次に掲げる要件を満たす者をいいます。

1. その者と生計を同じとする子（他の者の同一生計配偶者または扶養親族とされている者を除き、前年の総所得金額等の合計額が48万円以下の者）を有すること。
2. 前年の合計所得金額が500万円以下であること。
3. その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。

②寡婦（夫）控除の見直し

上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限（所得500万円以下）を設けます。

【ひとり親に対する税制上の措置を受けるには】

ひとり親控除・寡婦控除などは、年末調整で適用を受けることができます。扶養控除（異動）申告書の該当欄に記入し勤務先に提出することで、控除を受けることができます。

年末調整で控除を受けることができなかった場合や、自営業などの方は、ご自身で確定申告もしくは町・県民税申告時に申告することで、控除を受けることができます。